

## 瀬戸市せとまち人材応援助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市せとまち人材応援助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）をいう。
- (2) 在学生 大学等に在学する学生をいう。
- (3) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金（無利息）又は第二種奨学金（利息付）をいう。
- (4) 正規雇用 次に掲げる要件の全てに該当する雇用形態をいう。
  - ア 期間に定めのない労働契約を締結していること。
  - イ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。
  - ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。
- (5) 市内企業 市内に主たる事業所を有し、次の全てに該当する企業をいう。
  - ア 暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
  - イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員となっていないこと。
  - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

### (助成目的)

第3条 助成金は、市内企業に就職する学生が借り入れた奨学金の返還金の一部を予算の範囲内で助成することにより、若者の市内における就職及び定着を促進し、本市の産業を担う人材を確保することを目的とする。

### (支給対象者の要件)

第4条 助成金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 大学等の在学中に奨学金を借り入れ、返還が必要な者
- (2) 認定申請時点において、大学等に在学中の者
- (3) 市内企業に正規雇用により就職する見込みの者
- (4) 就職後、6年間継続して市内に居住する見込みの者
- (5) 市内企業に就職する日の年齢が、満30歳に満たない者
- (6) 暴力団員でない者
- (7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者

### **(支給対象者の認定)**

第5条 助成金の支給を受けようとする在学学生は、市内企業に正規雇用により就職する前年度において、瀬戸市せとまち人材応援助成金支給対象者認定申請書（様式第1号）により市長に申請し、支給対象者の認定を受けなければならない。

2 前項の認定申請には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 在学証明書
- (2) 奨学金貸与証明書の写し又はこれに準ずる書類
- (3) 採用（内定）通知書の写し又はこれに準ずる書類

3 市長は、支給対象者の認定の可否について、瀬戸市せとまち人材応援助成金支給対象者認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### **(支給対象者の認定内容の変更)**

第6条 前条第3項の規定により認定を受けた者（以下「認定者」という。）は前条第1項の規定により認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに瀬戸市せとまち人材応援助成金支給対象者認定変更承認申請書（様式第3号）により市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について認定変更承認をしたときは、その旨を瀬戸市せとまち人材応援助成金支給対象者認定変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

### **(支給対象者の認定の辞退等)**

第7条 認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を瀬戸市せとまち人材応援助成金支給対象者認定辞退届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 助成金の支給を辞退しようとするとき。
- (2) その他、支給対象者の要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定による申請について認定辞退を承認したときは、その旨を瀬戸市せとまち人材応援助成金支給対象者認定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

### **(助成の期間)**

第8条 助成の期間は、第5条第3項の規定により認定を受けた年度の翌年度から起算して6年度目の年度末日までとし、かつ、市内企業に就職し、及び市内に居住している期間とする。

### **(助成金の額等)**

第9条 助成金の額及び限度額は別表のとおりとし、予算の範囲内により決定する。

- 2 助成金は、前条に規定する助成の期間において各年度に交付するものとする。
- 3 奨学金の借入れが複数ある場合は、借入総額が最も多い奨学金のみの助成とする。

### **(交付の申請)**

第10条 認定者は、助成金の交付申請を市内企業に就職した日から起算して60日以内に行うものとする。

2 前項の申請は、瀬戸市せとまち人材応援助成金交付申請書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 在職証明書（様式第8号）
  - (2) 同意書（様式第9-1号）
  - (3) 住民票の写し（過去3か月以内に発行したもの）又は住民基本台帳の照会に関する同意書（様式第9-2号）
  - (4) 当該年度における奨学金返還予定額を証する書類
  - (5) 在学した大学等の卒業証明書
  - (6) 第5条第3項の通知の写し
  - (7) その他市長が必要と認めるもの
- 3 交付申請の対象となる者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。
- (1) 第5条第1項の認定を受けている者
  - (2) 市税の滞納がない者
  - (3) 卒業又は修了した年の4月30日までに、市内企業に正規雇用（移行見込み含む。）により就職している者。ただし、国及び地方公共団体の職員として就職した者を除く。
  - (4) 市内に住民登録があり、現に居住している者
- 4 2年度目以降の交付申請は、第1項の規定を準用する。この場合において、「市内企業に就職した日から起算して60日以内」とあるのは「交付申請年度の4月1日から起算して60日以内」と読み替えるものとする。
- 5 前項の交付申請をする者は、第2項第5号及び第6号に規定する書類の添付を省略することができる。
- 6 市長は、認定者が市内に就職した日から起算して60日以内に交付申請をしないときは、第5条第3項により通知した認定を取り消すものとする。

#### （交付の決定）

第11条 市長は、前条に規定する申請書等を審査の上、助成金の交付決定額を決定し、その旨を瀬戸市せとまち人材応援助成金交付決定通知書（様式第10号）により速やかに支給対象者に通知するものとする。

#### （交付決定の変更）

第12条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の規定により交付決定を受けた内容に変更があったときは、速やかに瀬戸市せとまち人材応援助成金交付変更申請書（様式第11号）により市長に申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について変更交付決定をしたときは、その旨を瀬戸市せとまち人材応援助成金変更交付決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

#### （各年度実績の報告）

第13条 交付決定者による各年度の実績報告は、各交付申請年度の翌年度の4月10日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、瀬戸市せとまち人材応援助成金実績報告書（様式第13号）に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの

#### （助成金額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、奨学金の返還が決定内容等に従って遂行されていると認めたと

きは、交付すべき助成金の額を確定し、瀬戸市せとまち人材応援助成金交付確定通知書（様式第14号）により交付決定者に通知するものとする。

#### （助成金の交付請求）

第15条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときから7日以内に、瀬戸市せとまち人材応援助成金交付請求書（様式第15号）を市長に提出するものとする。

#### （交付決定の取消及び助成金の返還）

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める時は、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に助成金が交付されているときは、助成金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

(1) 助成金の交付申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めたとき。

(2) 第10条第3項各号に規定するいずれかの要件を満たさなくなったとき。

(3) 助成の対象となる奨学金の返還金を延滞したとき。

2 前項の規定による助成金の返還命令を受けた者は、市長が定める返還期限までに助成金を返還しなければならない。

3 前項の場合において、返還期限までに当該助成金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する遅延利息を加えて助成金を返還しなければならない。

4 市長はやむを得ない事情があると認めるときは、前項の遅延利息を免除することができる。

#### （委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

#### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区分	助成金の額及び限度額
・第一種奨学金 （無利息）	交付申請年度に返還した奨学金に3分の2以内を乗じて得た額 （初年度 上限10万円、2年度目以降 上限20万円）
・第二種奨学金 （利息付）	※ 利息を除く元金部分に限る。 ※ 百円未満切り捨てる。